

訪問看護ステーション契約書別紙・重要事項説明書

令和 6年 6月 1日 現在

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口及び提供責任者

氏名 金 千泰（こん ちはる）

連絡先 047-444-5610（午前8時30分～午後5時まで）

2 当事業所の訪問看護サービスの特徴等

運営方針

医療法人として、看護の専門性を生かして地域に貢献し、要介護者等の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるよう支援していきます。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3 訪問看護ステーション シルバーケアの概要

(1) 提供できるサービスの種類と提供地域

事業所名	訪問看護ステーション シルバーケア
所在地	鎌ヶ谷市初富 929-6 鎌ヶ谷総合病院内3階
介護保険指定番号	訪問看護 (千葉県 1262690154)
サービスを提供する地域	鎌ヶ谷市・松戸市・白井市の一部（大松・大山口） 柏市の一部（しいの木台）

(2) 同事業所の職員体制

		常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	看護師	1名		管理及び訪問看護業務	1名
看護師等	看護師	名	名	訪問看護業務	名
	理学・作業療法士	名	名	訪問リハビリ業務	名
他の職員	事務員	1名		訪問看護事務業務	1名

(3) サービス提供時間帯

平日：8時30分～17時00分

休業日：日・祝祭日・年末年始（12月31日～1月3日）

4 サービス内容

病状観察(健康チェック) 清拭・洗髪・部分浴等の清潔援助 入浴介助 移動動作介助(屋外歩行訓練など含む) 食事介助 排泄介助 褥創の予防および処置 傷の処置 医療機器管理(ストーマケアや各種カテーテル管理等) 点滴管理 リハビリテーション 介護・療養相談 など

病院への受診介助・移送業務は、行いません。居宅内のサービス提供が基本となりますのでそれ以外は、実費訪問で相談は受けします。ただし、業務上、お断りすることもありますのでご理解願います。

5 記録物の開示

サービスの提供記録の開示を求める場合は下記の手続きが必要となります。

(1) 記録手等の開示を求めることのできる方

- ① 利用者が成人で判断能力がある場合は利用者本人
- ② 利用者に法定代理人がある場合は法定代理人(弁護士等)ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては、本人のみの請求を認めます。
- ③ 契約に有する代理権が付与されている任意後見人及びこれに準ずる縁故者
- ④ 利用者本人から代理権を与えられた親族
- ⑤ 利用者の法手相続人

(2) 記録等の開示を求める手続き

- ① 記録等の開示を求めようとする場合は、事業者宛に申請者により申請し、その際、申請者本人を確認できる物(免許証等)の提示をお願いします。
- ② 前項の申し立てを受けた場合は、速やかに記録等の開示をするか否かを決定し申請者に通知します。

(3) この記録等の開示は、日常の訪問看護サービスの中で起きる情報の提供を目的としておりますので、裁判問題を前提とする場合はこの項目は範囲外であり適応されません。

6 利用料金 (別紙参照)

(1) 基本料金

介護保険サービス費に対し、地域加算(1単位=10.42円)が乗じられます。

(2) 利用料

＊ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦、介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、各市町村の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(3) 交通費

サービス提供地域はかかりません。

(4) キャンセル料

キャンセル料は、かかりません。できるだけ早めのご連絡をお願い致します。

(5) その他

- ① ご利用者様宅で、看護を提供するために使用する、水道・ガス・電気等の費用は、ご利用者様のご負担になります。

- ② 料金の支払い方法

ご利用者様の指定の口座（銀行又はゆうちょ）から引き落としとなります。毎月 10 日前後に前月分の請求書を郵送いたします。振替日の前日までに、口座にご用意下さい。

（振替日）毎月 26 日

*土曜日、日曜日、祝祭日の場合は翌営業日となります。

万一残高不足などで引き落としができなかった場合、こちらからご連絡いたします。領収書は、翌月の請求書と一緒に郵送となります。

領収書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。また、紛失等により必要時には、『領収証明書』の発行となり、お時間を頂く場合があります。

1ヶ月分を1枚とし、1枚につき550円の文書代が必要となります。

7 サービスの利用方法

(1) サービス利用の開始

- ① 主治医から「訪問看護指示書」の交付を受け、ご利用者様のご自宅へ伺い、訪問看護の内容説明を行います。
- ② 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。
- ③ 医師の指示書による情報とご利用者様のご希望により、利用回数や看護内容を話し合いにより決定し、訪問看護契約をいたします。

(2) サービスの終了

- ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までにお知らせ下さい。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。尚、訪問看護の継続が必要不可欠の場合、他の事業所を紹介させていただきます。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - * 介護保険施設に入所した場合
 - * 介護保険給付で、要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。この場合、条件を変更し、医療保険での訪問看護の給付が可能です。
 - * ご利用者様がお亡くなりになった場合。

④ その他

- ＊ 当事業所が正当な理由なくサービスの提供をしない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は、当ステーションが破産した場合、文書で解約することによって即座にサービスを終了することができます。
- ＊ サービス料金の支払いを３ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず１０日以内に支払わない場合、又は、ご利用者様やご家族などが当事業所のサービス提供看護師等に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

8 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

9 高齢者への不適切な対応防止

当事業所は、利用者様等の人権の擁護・虐待等ハラスメントの防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ①研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- ②居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③従業者が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

虐待防止に関する担当者	管理者 金 千泰
虐待通報窓口	○鎌ヶ谷市高齢者支援課 ・地域包括支援係 047-445-1384 ・介護保険係 047-445-1380 ○各担当地域包括支援センター ・西部地区 047-441-2007 ・南部地区 047-441-7370 ・初富地区 047-446-7873

10 身体拘束等の禁止

当事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者もしくは他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の甲の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

11 業務継続計画の策定等

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- ①当事業所従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとします。
- ②当時業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

12 緊急時の対応方法

サービス提供中及び居宅療養中に容態の変化があった場合は、主治医と連絡を取り指示にもとづいて必要な処置を行います。また、事前の打ち合わせにより、親族、居宅介護支援事業者等への連絡をいたします。

13 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

14 サービス内容に関する苦情について

(1) 当事業所の相談・要望・苦情担当

担当 こん 金 ちはる 千泰 電話 047-444-5610

(2) 苦情申し立て窓口

- 各保険者の相談窓口（鎌ヶ谷市役所の場合 047-445-1141）

（その他の市町村は各市役所介護・医療保険担当）

- 国民健康保険団体連合会

（千葉県国保連 苦情処理係 043-254-7428）

15 当法人の概要

- | | |
|----------------|---|
| 1) 名称・法人の種別 | 医療法人 徳洲会 |
| 2) 代表者役職 | 理事長 東上 震一 |
| 3) 本部所在地・電話番号 | 大阪府大阪市北区梅田1丁目3番1-1200
06-6346-2888 |
| 4) 定款の目的に定めた事業 | 訪問看護ステーションの設置
訪問看護ステーションサテライトの設置
居宅介護支援事業所の設置 |

指定訪問看護の開始にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

事業者名 住所 〒273-0121
千葉県鎌ヶ谷市初富 929-6
鎌ヶ谷総合病院内3階
名称 訪問看護ステーション シルバーケア

管理者 金 千泰 印

説明者

私は、訪問看護契約書及び本書面により、事業者から訪問看護の提供について、重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者氏名 印

代理人氏名 印